

農薬適正使用と農薬のラベル表示について

奈良県病害虫防除所

國本 佳範 (くにもと よしのり)

はじめに

本誌の読者には農薬に関係する方々も多いと思われる。農薬のラベルに書かれている用語に戸惑うことなく、適正な使用ができるのは当然という前提になる。では、一般の農薬使用者はラベルを読んで適正な農薬使用ができるのだろうか。

農林水産省、厚生労働省は、毎年、農薬危害防止運動を展開し、農薬の適正使用を推進している。これを受けて、各都道府県でも農協や農薬販売店を通じての啓発活動や普及指導員や、関係機関等による農薬使用者への指導を行っている。その成果もあり、平成14年の全国的な無登録農薬使用を除けば、農薬適正使用に関する大きな問題は生じていない。ただ、厚生労働省が実施している食品中の残留農薬検査では、わずかではあるが国産の農作物から残留農薬基準値を超過する農薬が検出される事例がある。これは氷山の一角と考えるべきで、「危うく誤使用になりかけた」というような事例は各地で起こっている可能性はある。

農薬の誤使用をなくすには、農薬使用者が使用前にラベルに記載された使用方法を確認し、それに従って使用することが必須である。この基本が徹底されるならば誤使用はさらに少なくできるはずだ。

ただ、農薬が農協か農薬小売店でしか購入できない時代ならば、店頭で購入者(=農薬使用者)に対して十分な説明が可能であった。しかし、今日、農薬の販売形態は多様化し、ホームセンターなどで手軽に入手できる。さらに店頭まで出向かなくともインターネットでの販売も行われている。これらを利用する農薬使用者層は幅広く、専業農家から家庭菜園を楽しむ人まで含まれている。このような販売形態の利用者に対する購入時の説明は難しい。そうなると農薬ラベルによる注意喚起が頼り

である。では農薬のラベルは、この幅広い使用者が一読して、正確に使用できるようになっているのだろうか。

また、農薬使用者は農薬使用に際し、わからない点などは農業改良助長法に規定する普及指導員に指導を仰ぐように求められており(農薬取締法第十二条の三)、都道府県知事すなわち普及指導員や病害虫防除所員は農薬使用者を指導する責務がある(同法第十二条の四)。この重責を担う普及員は、農薬適正使用の指導に関してどのように考えているのだろうか。

筆者の行った簡単な調査や普及指導員へのアンケート結果から、これらの問題について考えてみたい。

Ⅰ 農薬のラベルは情報を伝えやすい表示か？

1 農薬と他の商品のラベル比較

様々な工業製品の表示は、不特定多数の人に早く、正しく情報を伝達するために様々な工夫がなされている。このような観点から農薬のラベルを検証することが望ましいのだが、筆者の能力では及ばないところなので、非常に単純な観点から農薬のラベルと他の品目のラベルを比較した。比較した品目として、タバコ1種類、漂白剤2種類、農薬8種類、医薬品3種類を選んだ。タバコは「健康への影響」が槍玉に挙がる代表であり、その表示が法律で定められた品目である。漂白剤は、家庭での使用時に他の薬品等と混用し、死亡事故が発生したことから、目立つ表示がある身近な品目として選んだ。医薬品は店頭で薬剤師等から説明がある品目として選んだ。いずれも箱あるいは容器に印刷・貼付されたラベルおよび当該部位の面積等を求めた。

2 「ラベルを読みましょう」の割合

まず、「ラベルを読みましょう」と促す表示が、全ラベル面積に占める割合を比較してみた(図-1)。農薬のラベルでは全体に占める割合が0.6%、医薬品が0.7%、